

パートナーシップ制度の基本的考え方

1. 制度の目的

誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的とする。

2. 制度の形式

千葉県内8市はすべて要綱（要領）で制定しており、細かい修正が比較的容易な「要綱」による届出制度とする。

3. パートナーシップの定義

(1) パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。

(2) ファミリーシップとは

パートナーシップの関係にある者双方及びその一方の子（実子、養子又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）が家族として尊重し協力し合う関係をいう。

4. 対象者

届出できるのは、性的マイノリティのみならず様々な事情で婚姻に至らない関係にある方を含め、パートナーシップ関係にあり次のいずれにも該当する2人。

(1) 成年（18歳以上）であること。

(2) 住所については次のいずれかに該当すること。

ア. 双方又は一方が市内に住所を有していること。

イ. 双方又は一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者がいないこと。

(4) 他の人とパートナーシップ関係ないこと。

(5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。

(6) 届出者の子や親も含めたファミリーシップも認める。

5. 通称名の使用

届出する方が、性別違和等のやむを得ない理由があるときは、社会生活上日常的に使用している氏名を通称名として使用することができる。この場合、交付する届出受理証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

6. 届出の方法

事前に日時等調整の上、2人で揃って来庁での届出とする。

7. 必要書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (3) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（届出日前3か月以内に発行されたもので、届出時点で変更のないもの。転入予定の場合は、転入予定であることが分かる書類）
- (4) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等。届出日前3か月以内に発行されたもので、届出時点で変更のないもの。）
- (5) ファミリーシップを併せて届出する場合は、戸籍その他の親子関係を証明する書類（届出日前3か月以内に発行されたもので、届出時点で変更のないもの）及び15歳以上の者にあっては同意を必要とする。

8. 交付する書類

審査のうえ、要件を満たしているときは、次の書類を交付する。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書
(A4サイズ1枚)
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード
(運転免許証サイズ、届出者それぞれに1枚)

9. 再交付

紛失等により再交付を受けたいときは、再交付申請書により申請することができる。

10. 届出事項の変更

届出書の記載事項に変更があった場合は、届出書記載事項変更届に届出受理証明書等及び変更内容を確認できる書類を添えて提出する必要がある。

11. 返還

届出者が「4. 対象者」に該当しなくなったときは、届出受理証明書等返還届に双方署名の上、届出受理証明書等を添えて返還する必要がある。

なお、一方の死亡による返還の場合で、ファミリーシップ関係にある者から継続する旨の同意があるときは、当該ファミリーシップを継続できるものとする。

12. 子の氏名の削除

ファミリーシップの届出の際、15歳未満の者は本人の同意を要しないため、ファミリーシップ対象者が15歳以上になったときに、氏名の削除を申立てることができる。

13. 届出の無効

届出書の内容に虚偽があったとき、届出受理証明書の不正使用があったとき等は届出を無効とする。

または、市は届出者が「4. 対象者」に該当しなくなつたと判明したときは、届出を無効とすることができます。

14. 市民及び事業者への周知

市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。

